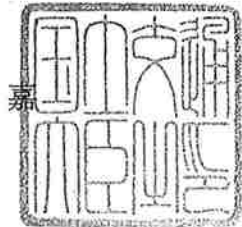


国海員第 290 号
令和元年 12 月 13 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一



交通政策審議会への諮問について、

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 341 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
日本海運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号